

(名称) 小千谷市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>小千谷市は、長岡市および魚沼市へ通じるJR上越線小千谷駅から西小千谷本町を軸に、市域内に広範に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通網が広がっている。これらの公共交通網は、小千谷総合病院を中心とした医療機関への通院、中心市街地の本町や東小千谷商店街から小千谷駅へ接続し、市内に2校ある高等学校への通学や通勤など、重要な日常生活機能を担い、車を運転できない高齢者や高校生等を中心に、生活に必要な不可欠な交通手段となっている。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による運行継続のための行政負担が増加している中で、令和6年1月に「小千谷市地域公共交通計画」を策定し、公共交通を維持している状況である。</p> <p>令和7年9月末に、基幹路線からの小千谷総合病院への乗継や公共交通空白域の解消を担っていた循環線の廃線が決定しており、代替となる公共交通の整備が求められている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、運行区域内にきめ細かく設定する乗降ポイント間を乗り継ぎなしで移動ができる「小千谷市A Iオンデマンド交通」を運行し、基幹路線への乗継および公共交通空白域の解消を実現することで、将来に渡り安定した公共交通の確保・維持を図る必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 月間利用者数 1,000 人以上の維持 (A I オンデマンド交通のみ) 【参考】循環線 令枝5年10月～令和6年9月の月平均 1,081 人 ・ 収入：6,000 千円 (A I オンデマンド交通のみ) 支出：59,643 千円 (A I オンデマンド交通のみ) 費用に係る国又は地方公共団体の支出の額：53,643 千円 (A I オンデマンド交通のみ) 収支率：10.06% ・ 公共交通に係る市の財政負担額 53,643 千円 (A I オンデマンド交通のみ) 【参考】循環線 令枝5年10月～令和6年9月の補助金の額 10,534 千円 (小千谷市地域公共交通計画 P14 参照)
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 郊外に移転した小千谷総合病院への交通手段確保及び基幹路線からの乗り継ぎ ・ 公共交通空白地域の改善 ・ 自動車を運転できない高齢者や学生等の移動手手段の確保 ・ 公共施設や中心市街地から郊外大型店を結ぶことによる地域活性化
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成、市内全戸配布 (小千谷市) ・ 小千谷市A I オンデマンド交通の利用方法が分かるパンフレットの作成、運行区域内全戸配布 (小千谷市) ・ 小千谷市A I オンデマンド交通の利用方法について住民説明会開催 (小千谷市) ・ 広報などによる路線バス利用促進 (小千谷市) ・ 子ども向けや高校生に向けた公共交通利用の取組 (小千谷市、事業者) (小千谷市地域公共交通計画 P17～23 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

小千谷市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

【参考】運行費の総額：借上料 3,483 千円+補助金 56,160 千円=59,643 千円

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、地域公共交通協議会での評価を実施する。
成果指標については、毎年の現況値を計画 P14 に記載した算定方法で収集する。
- ・住民ヒアリング（利用者との懇談会開催）等
（小千谷市地域公共交通計画 P24 参照）

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 28 年 3 月 23 日 循環バス運行における大まかな計画について協議し合意を得る。
- ・平成 28 年 6 月 2 日 運行内容、費用負担、運行事業者、計画全体について協議し、平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。
- ・平成 29 年 8 月 17 日 平成 30 年度 (H29. 10. 1~H30. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。
- ・平成 30 年 1 月 10 日 平成 29 年度事業評価について合意。
- ・平成 30 年 2 月 21 日 事業評価に基づき平成 30 年度計画の一部変更 (H30. 4. 1~便数減及びダイヤ改正) について合意。
- ・平成 30 年 6 月 21 日 平成 31 年度 (H30. 10. 1~R1. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。
- ・平成 30 年 12 月 25 日 平成 30 年度事業評価について合意。
- ・令和元年 6 月 14 日 令和 2 年度 (R1. 10. 1~R2. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。
- ・令和 2 年 1 月 16 日 令和元年度事業評価について合意。
- ・令和 2 年 6 月 17 日 令和 3 年度 (R2. 10. 1~R3. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意※書面決議
- ・令和 2 年 12 月 24 日 令和 2 年度事業評価、バリアフリー化設備等整備事業評価について合意。
- ・令和 3 年 3 月 16 日 令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意 (書面決議)
- ・令和 3 年 6 月 28 日 令和 4 年度 (R3. 10. 1~R4. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画について合意※書面決議
- ・令和 3 年 12 月 21 日 令和 3 年度事業評価、バリアフリー化設備等整備事業評価、地域公共交通協議会の法定移行について合意。
- ・令和 4 年 4 月 13 日 小千谷市地域公共交通協議会規約、副会長、監査員の任命、令和 4 年度事業計画、令和 4 年度歳入歳出予算について合意。
- ・令和 4 年 6 月 28 日 小千谷市地域公共交通協議会規約の一部改正、令和 5 年度 (R4. 10. 1~R5. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画、協議会財務規則、協議会事務局規程について合意※書面決議
- ・令和 4 年 12 月 15 日 令和 4 年度事業評価について合意※書面決議
- ・令和 5 年 6 月 29 日 令和 6 年度 (R5. 10. 1~R6. 9. 30) 地域内フィーダー系統確保維持計画について同意
- ・令和 5 年 12 月 22 日 令和 5 年度事業評価について合意
- ・令和 6 年 6 月 25 日 令和 7 年度 (R6. 10. 1~R7. 9. 30) 地域公共交通計画別紙 (地域内フィーダー系統確保維持計画) について同意
- ・令和 6 年 1 月 16 日 令和 6 年度事業評価について合意※書面決議
- ・令和 7 年 6 月 30 日 令和 8 年度 (R7. 10. 1~R8. 9. 30) 地域公共交通計画別紙 (地域内フィーダー系統確保維持計画) について同意

19. 利用者等の意見の反映状況

本協議会には、各種団体等から利用者及び市民の代表が参加しており、メンバーの意見を反映させた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 小千谷市城内一丁目13番20号

(所 属) 小千谷市にぎわい交流課

(氏 名) 樋口 未来

(電 話) 0258-83-3512

(e-mail) kouryu@city.ojiya.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。